

土地登記日 (事前已取得している場合)

事前申請 (住宅の工事請負契約日又は売買契約日の前日まで)

土地登記日

住宅取得日 (新築)

住宅取得日 (購入)

工事請負契約

売買契約

住民票異動日

住民票取得

どちらが先でも可
ただしこの間1年以内

住宅登記日

所有権保存登記
(新築・購入)

所有権移転登記
(購入)

この間5年以内の土地取得費が対象

この間2年以内が対象

交付申請 兼 実績報告

請求

※平成31年4月1日から、提出期限(住宅の工事請負契約日又は売買契約日の前日まで)を過ぎたものは受理できません。ご注意ください。

事前申請 受理

交付決定

支払

凡例

申請者の必須手続

基準日

市役所の手続

申請者によって必要ではない行為